

投票管理者・投票立会人 推薦要領

1 推薦依頼人数

別添「期日前投票所 投票立会人 推薦依頼人数（資料2）」及び「当日投票所 投票管理者・投票立会人 推薦依頼人数（資料3）」のとおりです。

2 推薦にあたっての諸注意

(1) 投票管理者（当日投票所）

各投票所に1名置かれ、投票に関する事務（代理投票の許容、選挙人の確認、投票箱の開票管理者への送致、投票所の秩序維持など）を行う最高責任者です。

- ① 投票管理者につきましては、選挙権を有する方に限ります。
- ② 投票所における最高責任者という立場にありますので、公平・平等に管理執行できる方をお願いいたします。
- ③ 特定の候補者の親族又は親密な関係にある方、又は選挙運動に従事する方は避けてください。
- ④ 投票管理者の方には、投票所に従事する民間従事者（アルバイト）の確保や事務打合せ会への出席、投票所施設との打合せ、投票日前日の投票所設営の立会い、投票箱の開票所への送致などをお願いいたします。

(2) 投票立会人（当日投票所）

有権者を代表して、選挙事務の執行（投票手続の立会、投票箱の開票所への送致など）に立ち会い、選挙が公正に行われるよう監視します。

- ① 当日投票所の投票立会人につきましては、選挙権を有する方に限ります。
- ② 公益代表的な性格を有するので、特定の候補者と直接関係のある方、又は選挙運動に従事する方は避けてください。
- ③ 投票立会人の方には、投票事務（午前7時～午後8時）の執行が公正に行われるように監視していただくとともに、投票録への署名等をお願いいたします。

また、投票立会人2名のうち1名の方には、投票管理者と一緒に、投票箱の開票所への送致をお願いいたします。

(3) 投票立会人（期日前投票所）

- ① 期日前投票所の投票立会人につきましては、選挙権を有する方に限ります。
- ② 公益代表的な性格を有するので、特定の候補者と直接関係のある方、又は選挙運動に従事する方は避けてください。
- ③ 投票立会人の方には、投票事務（区役所は8時30分～20時00分、臨時期日前投票所（立場）は9時30分～20時00分）の執行が公正に行われるように監視していただくとともに、投票録への署名等をお願いいたします。

3 報酬

選挙執行経費基準法の改正により、投票管理者・投票立会人報酬については令和6年執行衆議院選挙の際の報酬額から1,500円程度増額する見込みです。

＜参考＞期日前投票所及び当日投票所に従事いただく方の報酬

区 分	職 名	報 酬（R 6 衆院選実績）
当日投票所	投票管理者	13,000 円／日
	投票立会人	12,000 円／日
期日前投票所	投票立会人	11,000 円／日

なお、当日投票所については、交替制とする場合、原則としての交替時間及び報酬は次のとおりです。

職 名	投票時間	報 酬（R 6 衆院選実績）
投票管理者	前半：7:00～13:30	6,500 円
	後半：13:30～20:00	6,500 円
投票立会人	前半：7:00～13:30	6,000 円
	後半：13:30～20:00	6,000 円

4 告示について

公職選挙法施行令第25条の規定に基づき、投票管理者に選任された方につきまして、住所の一部（住所の市区町村まで（指定都市は行政区まで））及び氏名を区役所前掲示板に告示しています。

なお、御提出いただく推薦書の住所記入欄には、住所の全部を記載してください。